

ベトナム人材の確保等に関する神奈川県と株式会社アイデムとの連携協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社アイデム（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携を図りながら、県内企業のベトナム人材の確保やベトナムとの経済・文化交流事業における連携・協力によって、県とベトナムの両地域の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条

- 1 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
 - (1) 県内企業のベトナム人材の確保に向けた支援に関すること
 - (2) ベトナムとの経済・文化交流事業における連携・協力に関すること
 - (3) ベトナム国内の教育機関との連携に関すること
 - (4) その他、両地域の活性化に資する取組に関すること
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

- 第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から起算して2年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から2年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(反社会的勢力に関する対応)

第6条 甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年5月31日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都新宿区新宿1-4-10アイDEM本社ビル
株式会社アイDEM
代表取締役社長 梶山 亮